

# 昭和四十六年法律第二百一十九号

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律  
目次

第一条	この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。
第二条	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
第三章	沖縄県の市町村（第七条—第六条）
第四章	裁判の効力の承継等
第五章	琉球政府等の権利義務の承継等（第三十一条—第三十五条）
第六章	法人の権利義務の承継等（第三十六条—第四十八条）
第七章	通貨の交換等（第四十九条—第五十二条）
第八章	法令の適用に関する特別措置
第一節	通則（第五十三条—第五十四条）
第二節	総理府関係（第五十五条—第六十二条）
第三節	法務省関係（第六十三条—第六十七条）
第四節	大蔵省関係（第六十八条—第九十三条）
第五節	文部省関係（第九十四条—第九十九条）
第六節	厚生省関係（第一百条—第一百四条）
第七節	農林水産省関係（第一百五条—第一百八条）
第八節	通商産業省関係（第一百十九条—第一百二十二条）
第九節	運輸省関係（第一百二十三条—第一百二十九条）
第十節	郵政省関係（第一百三十条—第一百四十六条）
第十一節	建設省関係（第一百四十七条—第一百四十九条）
第十三節	自治省関係（第一百五十条—第一百五十五条の三）
第九章	雜則（第一百五十六条—第一百五十七条）
附則	第一章 総則 (趣旨)

2	（定義） 島及び伊平屋島並びに北緯二十七度十四秒以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。
3	この法律において「本土」とは、沖縄以外の本邦の地域をいう。
4	この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。
5	（沖縄県の地位） 従前の沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める県として存続するものとする。
6	（沖縄県の条例等に関する暫定措置） 沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属させられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

2	（沖縄県の議会の議員及び知事の選挙） 沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖縄県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。
3	（市町村の地位） 沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。
4	（市町村の条例等に関する経過措置） 市町村の条例、規則その他の規程
5	（第一項の規定により沖縄県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖縄県知事が指定する職員が行なうものとする。） 第一項の規定により沖縄県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖縄県知事が指定する職員が行なうものとする。
6	（市町村の機関に関する経過措置） 市町村の機関に関する経過措置

2	（市町村の機関に関する経過措置） 市町村の機関に関する経過措置
3	（民事件等の手続の承継） 民事事件等の手続の承継
4	（民事事件等の手続の承継） 民事事件等の手続の承継
5	（民事事件等の手続の承継） 民事事件等の手続の承継
6	（民事事件等の手続の承継） 民事事件等の手続の承継

を除く。)について旧地方裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件(刑事案件及び前条に規定する事件を除く。)についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。

**第十二条** 旧地方裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(刑事案件に関するものと除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において「旧簡易裁判所」という。)の権限に属する事項で本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべきもの(刑事案件に関するものを除く。)について旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属していしたものについては、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の規定によれば地方裁判所の権限に属しない事項についても、裁判権を有す

(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類に関する経過措置)

**第十六条** この法律の施行前に琉球政府の裁判所(以下この章において「旧裁判所」という。)又

は琉球列島民国民政府の裁判所(以下この章において「民政府の裁判所」という。)において発せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。)で、この法律の施行の際まだ受理されないものは、第十条から前条までの規定に基づいて事件を取り扱うべき裁判所にあつるものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としていた判決(第十条に規定する事件及び刑事案件に関するものを除く。)に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

(弁論の更新)

**第十七条** 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(公序良俗に反する裁判の効力)

**第十八条** 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

(民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置)

**第十三条** 琉球政府の家庭裁判所(以下この章において「旧家庭裁判所」という。)において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(刑事案件及び少年の保護事件に関するものを除く。)は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

**第十四条** 旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理(刑事案件に関するものと除く。)は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

**第十五条** 第十一条第一項及び第四項の規定は、琉球列島民国民政府の上訴審裁判所の事件について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島民国民政府の民事裁判所の事件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖縄にある当事者の行為に關し民事訴訟法(昭和四十五年法律第百五十九条第一項後段(同法以外の法律において準用する場合を含む。)又は非訟事

件手続法第二十二条後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。)に定める期間が現に進行しているものについては、なお從前の例による。

(過料に関する経過措置)

**第二十四条** この法律の施行の際沖縄に適用されなかった過料又は監置(裁判所又は裁判官が科するものに限る。)に関する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める過料の額については、第四十九条第一項の規定及び和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第七百七十三号)附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に関する経過措置)

**第二十五条** この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

(この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十四条第三項の規定の適用を妨げない。

4 前三项に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に関しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

(民事事件等の不服申立期間に関する特例)

**第二十二条** 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

(民事事件の手続の費用に関する経過措置)

**第二十三条** 旧裁判所に提起された事件(人身保護事件、刑事案件及び少年の保護事件を除く。)の手続の費用については、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行令において準用する場合を含む。)又は非訟事

法(昭和四十六年法律第四十二号)第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

(過料に関する経過措置)

**第二十四条** この法律の施行の際沖縄に適用されなかった過料又は監置(裁判所又は裁判官が科するものに限る。)に関する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める過料の額については、第四十九条第一項の規定により日本円に換算した額をもつてその額とする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料についての裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合においては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあっては地方裁判所がするものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、沖縄の家事審判法(千九百五十六年立法第八十八号)、沖縄の民事調停法(千九百五十七年立法第九十六号)、法廷等の秩序維持に関する立法(千九百六十八年立法第二十六号)又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、沖縄の家事審判法(千九百五十六号)又は沖縄の人身保護法の規定による過料についての裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の民事訴訟法(明治四十五号)第二十六条各号、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施



に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。この場合において、民政府の裁判所の裁判があ

9 つた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所が規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

**第二十九条** 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）に定める減刑又は大赦若しくは特赦に相当する効力を有するものとみなす。

（適用除外）

**第三十条** この節の規定は、沖縄に設立された裁判所が刑事に関するもの（沖縄に設立された裁判所が同日前に刑事に関するもの）及  
び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

**(第五章 琉球政府等の権利義務の承継等)**

**第三十一条** この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員の承継)

**第三十二条** この法律の施行の際琉球政府の一般

職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

（琉球政府の決算の処理）

**第三十三条** 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日（琉球政府の決算の処理）

務することとなる者については、この限りでない。

学校安全会が有している権利及び義務は、時において日本学校安全会が承継する。  
(輸出パインアップルかん詰組合) その

出資された額に相当する額は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第五条

第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に政府から公社に追加して出資されたものと

する。  
公社は、この法律の施行の日から起算して九

十日を経過する日までは、第一項の規定により琉球公社から引き継いだ国際電気通信業務に必

要な設備で日本電信電話公社法第六十八条に規定するものを、同条の規定にかかわらず、国会

の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲渡することができる。ただし、あらかじめ郵政

大臣の認可を受けることを要する。  
(沖縄放送協会)

**第三十ハ条** 二の法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百二十二号）に基づく中電改善協会は、その権利及び義務は、之

日本放送協会が承継する。

る沖縄放送協会の資産の価額（沖縄放送協会の会計における当該資産の帳簿価額をいう。）か

ら負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額（当該残額がこの法律の施行の際琉球

政府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえる場合には、当該出資している額）に相当す

る額を、この法律の施行の日から起算して一年以内に、国に納付しなければならない。

(沖縄下水道公社)  
**第三十九条** この法律の施行の際沖縄下水道公社  
去(三七百六一七三五去第百六号)に基づく、沖

法（一千九百六十七年立 法第百六号）は基づく河  
縄下水道公社が有している権利及び義務は、そ  
の寺において沖縄県が承認する。

**第四十一条** 沖縄の立法により特別の設立行為をもつて、(住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人)

つて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出してお

り、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十一年法律第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様

の事業を行なうこととする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住

（沖縄学校安全会）  
宅供給公社となる。

**第四十一條** この法律の施行の際沖縄学校安全会法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄



る料金をあらわす証票(同立法第三十三条规定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。)については、この法律の施行の日から政令で定めるまでの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額(二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法(昭和二十一年法律第六十五号)第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

2 沖縄の切手類について、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるとところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖縄県の区域にあって差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え)

**第五十二条** 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務(以下この条において「ドル表示債権債務」という。)沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他の国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者の間又は沖縄にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

る料金をあらわす証票(同立法第三十三条规定に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額(二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

2  
法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間に  
おいて処分の基準が著しく異なる等特別の理由  
がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令  
又は省令（以下次条までにおいて同じ。）で定  
めるところにより、それぞれ本土法令の相当規  
定によりされた処分又は手続とみなす。  
前項の規定により本土法令の規定による免  
許、許可等の処分を受けたものとみなされた場  
合において、この法律の施行前に、沖縄法令に  
おいて免許の取消し、営業の停止その他の不利  
益な処分の理由とされている事実で、これに相  
当する事実が本土法令においてもこれらの不利  
益な処分の理由とされているものがあつたとき  
(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定  
の適用を受けたことが沖縄法令において不利益

第二節 総理府関係

(特別の手当)

**第五十五条** 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

(国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置)

2 会社（外国会社を含む。次項において同じ。）であつて、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。）次項において「私の独占禁止法」という。）第九条第三項に規定する持株会社に該当するものは、同条第二項の規定の適用については、この法律の施行の日に持株会社となつたものとみなす。

2 私的独占禁止法第九十一条第一号の規定は、前項の規定により同法第九条第一項の規定の適用について持株会社となつたものとみなされた会社には、適用しない。

（交通方法等に関する暫定措置）

**第五十八条** 沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めるところにより必要な読替えをして、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定を適用する。

前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び當日に予想される交通の

**第五十二条** 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は（合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え）

(合衆国)ドル表示の債権又は債務の切替え)  
**第五十二条** 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務(以下この条において「ドル表示債権債務」という)。沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者の間又は沖縄にある者と本土にあらる者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に関する特別措置

(沖縄法による免許等の効力の承継等)  
**第五十三条** この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法の規定によりされた免許、認可、承認、登録、これらの处分の取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に

法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間に  
おいて処分の基準が著しく異なる等特別の理由  
がある場合を除き、政令（当該本土法令が總理  
府令又は省令であるときは、それぞれ總理府令  
又は省令。以下条までにおいて同じ。）で定  
めるところにより、それぞれ本土法令の相当規  
定によりされた処分又は手続とみなす。  
前項の規定により本土法令の規定による免  
許、許可等の処分を受けたものとみなされた場  
合において、この法律の施行前に、沖縄法令に  
おいて免許の取消し、営業の停止その他の不利益  
的な処分の理由とされている事実で、これに相  
当する事実が本土法令においてもこれらの不利益  
的な処分の理由とされているものがあつたとき  
(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定  
の適用を受けたことが沖縄法令において不利益  
な処分の理由とされている事実に該当する場合  
において、この法律の施行後に、同項の規定に  
よりなおその効力を有することとされる沖縄法  
令の規定の適用を受けたときを含む。)は、政  
令で定めるところにより、それぞれ、本土法令  
において不利益な処分の理由とされている事実  
があつたものとみなして、本土法令の当該規定  
を適用することができる。  
別に法律に定めがある場合及び第一項の規定  
が適用される場合を除き、人の資格に関する本  
土法令の規定の適用については、当該本土法令  
において欠格事由とされている事実に相当する  
事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつた  
とき(第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規  
定の適用を受けたことが当該事実に該当する  
場合において、この法律の施行後に、同項の規  
定によりなおその効力を有することとされる沖  
縄法令の規定の適用を受けたときを含む。)は、  
政令で定めるところにより、本土法令において  
当該欠格事由とされている事実があつたものと  
みなすことができる。  
第一項及び前項の規定は、この法律の施行の  
際すでに本土法令の規定により与えられている  
身分又は地位に影響を及ぼすものではない。  
(沖縄において従事していた業務等の継続)  
**第五十四条** 一定の業務又は職業についての制限  
務又は職業に従事している者は、別に法律に定  
めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専

(特別の手当) 第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

(国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置)

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）上の公務とみなして、同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行の際沖縄にある会社の株式（社員の持分を含む。）を所有している

会社（外国会社を含む。次項において同じ。）であつて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。）次項において「私的独占禁止法」という。）第九条第三項に規定する持株会社に該当するものは、同条第二項の規定について、この法律の施行の日に持株会社となつたものとみなされます。

（交通方法等に関する暫定措置）

**第五十八条** 沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、歩行者の左側通行及び車両の右側通行の原則に従い、政令で定めるところにより必要な読み替えをして、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号。）の規定を適用する。

2 前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後の日で、道路交通法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び當日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとしうる。当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

**第五十九条** この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号。）第百十五条规定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則者及び同条第三項に規定する反則金と、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2 前項の場合において、反則行為の範囲及び種別は、沖縄の道路交通法及び沖縄の道路交通法規則（千九百六十四年規則第十三号。）に定めるとおりとし、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同立法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

### 第三節 法務省關係

## (裁判所職員に対する特別の手当等)

**第六十四条** 第三十三条の規定により裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条

第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規

則」と読み替えるものとする。  
2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する  
医師については、第五十五条第二項の規定を準

用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

3  
琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつて

置港の規定の適用を受ける表半月職員とかつて  
者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡  
した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁  
判所職員であつた者の災害賃賞に關する事項に

職員であつたものが災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項の規定並びに同項において適用するものとされる国家公務員災害補償法及び

適用するものとされる国家公務員災害補償法及び公務員災害補償法の一部は改正する裁判附則第八条中「人事補填」とあるのは最高裁判所第一小法廷の判決によれば「人事完見院」であることは最も戻り難い。

所」と「人事院規則」とあるのは、一員高表半所規則」と読み替えるものとする。  
（外国人弁護士）中間の半葉二枚（二）七百八一七三五

**第六十五条** 法律の弁護士法（一千九百六十七年立  
法五百三十九号）附則第五条の規定による外国  
人弁護士で昭和四十六年一月一日以後引き続  
き中尾に就いてその義務に着手していらる。

辻綱においてその業務に従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関して、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条に規定する事務所二十四年法律第二百五号）。

規定する事務を行なうことができる。  
最高裁判所は、前項の承認をする場合には、  
選考をすることができる。

第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、  
第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及  
び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係

る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規

定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

6 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職業上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

8 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けないでも、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時効に関する経過措置)

**第六十六条** 沖縄群島(北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百二十四度三分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六百六十二条第二項に規定する取得時効は、完成しない。(政府賠償に関する経過措置)

**第六十七条** この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の営造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(千九百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、

2 日本專売公社（以下次条までにおいて「公社」という。）は、政令で定める日に沖縄において製造したばこ（たばこ専売法（昭和二十四年法律第二百十一号）第一条第三項に規定する製造したばこをいう。次条において同じ。）の製造又は塩の製造若しくは再製（塩専賣法（昭和二十四年法律第二百十二号）第一条第三項に規定する再製をいう。）の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの（次項において「廃止業者」という。）に對し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受けける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合は、政令で定まるところにより、これらの者は

（たゞ一事業法に関する特例）

附則第十条第一項の規定により、同法第二十二条第一項の許可を受けた者とみなされる者を含む。以下この条において「小売販売業者」といふ時は、同法第二十条の規定に依る。

（三）は 同法第二十一条の規定にかかるわざで  
製造たばこの卸売販賣を業として行うことができる。  
この場合においては、同法第三十六条第一  
項本文の規定は、適用しない。

2  
一項本文の規定は適用しない  
沖縄県の区域においては、日本た  
ばこ産業株式会社は、災害その他特別の事情が  
あること認めしる場合を除き、「毛利反毛利者」

あると詰められる場合を除き、小売販売業者のうち政令で定める者以外の小売販売業者に製造たばこを渡さないものとする。

**第七十一条** **（特別会計の経理の特例）**  
**第七十二条** **（この法律の規定に基づき国が承継する特別会計の権利義務等の二項の各項）**

ることとなる。権利及び義務に関する整理を特別会計において行なう場合には必要となる間の特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繋合といふ、当該会計と会計との間の繋合といふ旨記載する。

当該特別会計の積立金の經理その他の措置（次項において「繰入れ等の措置」という。）について、政令で定めるところによる。

2 沖縄の復帰に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する經理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行な

うことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計にお





区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額がこれらの日の前に当該区域に適用されていった内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を超えるものに限る。) を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品があつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令(この法律を除く。)の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前に当該区域に適用された沖縄法令の規定により計算したこれらとの税に相当する税の額を控除了した金額に相当する金額とする。

二 当該課税物品があつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除了した金額に相当する金額とする。

沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域の場所において、この法律の施行の日から同日以後五十年を経過した日までの間ににおいて第八十一条第一項の内国消費税の軽減に関する措置の変更があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品(前項の課税物品を除く。)を所持する者がある場合は、当該課税物品については、政令で定めるところにより、その者を当該課税物品の製造者と、当該所持する場所を課税物品の製造場とのものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額を前項の規定により課されるべき内国消費税の額から控除し、又は還付する。この場合において、当該課税物品に係るものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額は、当該変更があつた日の前日

第八十三条

その輸入につき課される関税の税率  
が二つある場合に、

4  
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）  
第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一

において「指定物品」という。)を販売する小

に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 第一項各号に規定する大臣の行う割当ては、  
政令で定めるところにより、沖縄県知事が行う  
こととすることができる。

に限る。以下この条及び第八十七条において同じ。)に関する法令(次条において「本邦の関税法等」という。)の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令(次条において「沖縄の関税関係法令等」という。)の規定により課されるものとした場合の税の額を比し著しく高くなるもののうち輸入に係るウイスキーやその他の酒令で定まるもの(以下この項

別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。)に限る。)

二 沖縄県の区域内において主として小規模企業者により営まれている製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの(政令で定める数量の範囲内において当該原료品ごとに政令で定める大臣の行う割当てを受けた当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するもの(関税暫定措置法第八条の六第二項の規定により政令で定める物品で同法別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量の範囲内で輸入されるものに限る。)に限る。)

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場

該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他の関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税率定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と「特定の用途に供することを要件としない税率」により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の「関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

**第八十五条** 沖縄県の区域から出域する旅客が個人の用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税（消費税及び酒税

定により課された、又は課されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあっては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等の繩の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額

令で定める製品の製造に使用され、かつその製造が終了する原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲内において当該原料品）とに政令で定める大臣の行う割当てを受けた当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入するもの（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第二項の規定により政令で定める物品で同法

**第八十四条** その輸入につき課される関税の税率が沖縄の関税率に比し著しく高くなる物品のうち政令で定めるもので沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものについては、税関長の承認を受けた卸売業者（次項において「承認卸売業者」という）によりこの法律の施行の日から起算して二十五年以内に当受けた関税」と読み替えるものとする。

2 は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

(関税等に関する特例)

**第八十三条** その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの(次条において「沖縄の関税率」という。)に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して三十年(当該物品の輸入の動向その他の事情を勘案して政令で定める物品については、八年以内において政令で定める期間)以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 沖縄県の区域内にある製造工場において政

3 において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して三十年以内に当該区域において輸入されるるものに限り、政令で定めるところにより、閑税を免除する。

4 第一項各号に規定する大臣の行う割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事が行うこととすることができる。

5 閑税率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第二項又は第二項の規定により閑税を軽減し又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「閑税の軽減又は免除」、「用途以外」とあるのは「用途（政令で定めるところにより税閑長の承認を受けた用途を含む。）以外」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した閑税の額と当該軽減税率により計算した閑税の額との差額に相当する額の閑税」とあるのは「軽減又は免除を

2  
因内で轉入されるものは附る。(は附る。)  
電氣事業法(昭和三十九年法律第百七十号)  
第二条第一項第二号に規定する一般電氣事業者

利」とあるのは、轉済又は免陥を受けた陽利」と読み替えるものとする。

税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に





		第九条		第八条
		法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第九条		沖縄県の復帰に伴う特別措置に関する法律第百条第七項において第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所又はこれに類する名称を附けることができる。
項	第七条第一項第三号	第七条第一項第七条第一項第二号	第七条第一項第七条第一項第一号	第六項に規定する場所については、医療法第六条第一項の規定により行なつた届出とみなす。第六項に規定する場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。)の適用について、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。
再び免許を与える	取消し	免許の取消	業務の禁止	(歯科介輔)
禁止	禁止処分	厚生労働大臣	沖縄県知事	歯科介輔 (この法律の施行の際沖縄県令による歯科介輔である者をいう。以下この条例において同じ。)は、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条の規定にかかるわらず、歯科医師の不足している地域として厚生労働大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、從前沖縄県令により認められた業務を行うことができる。ただし、次項において準用する同法第七条第一項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。
再び免許を取り消す	禁止	業務の禁止	業務の禁止	歯科介輔については、歯科医師法第七条第一項及び第二項前段、第七条の二第一項、第七条の三、第十九条から第二十三条の二まで、第三十条、第三十一条の三並びに第三十二条の四の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 健師助産師看護師法第六条に規定する業をしてはならない。ただし、厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

5 第二項の規定により免許を受けた准看護師に対する保健師助産師看護師法第二十二条の規定の適用については、同条第四号中「准看護師」とあるのは、「准看護師（沖縄の復帰に伴う書特別措置に関する法律第二百二条第三項ただし書）に規定する講習会の課程を修了した者に限る。」とする。

6 この法律の施行の際立法第二百四十九号附則第十三条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定により准看護師試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格したことにより同立法による准看護婦となつている者は、第二項の規定により免許を受けた准看護師とみなす。

7 第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁又は二万円以下の罰金に処する。  
(社会福祉事業法等に関する特例)

8 第百三条 昭和四九年三月三十一日までの間ににおいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四五五号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

9 第百四条 沖縄の厚生年金保険法（千九百六十八年立法第二百三十六号）による被保険者であつた市がこの法律の施行の日において福祉に関する事務所を設置する場合の当該設置については、適用しない。  
(厚生年金保険法等に関する特例)

す。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間（この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。）は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢、障害、脱退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く。）については、同法第十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

沖縄の国民年金法（千九百六十八年立法第百三十七号）による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）保険料納付期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相当規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

沖縄の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者（昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。）であつて、政令で定めるところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間において国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業所に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を有すると認められるものその他政令で定めるものは、厚生年金保険法の規定にかかわらず、同法第八十一条第一項の規定により徴収される保険料のほか、政令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に保険料を納付することができる。

前項の規定による納付を行つた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金等の額の計算方法については、同法の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

前二項に定めるもののほか、沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他の政令で定める者に係る厚生年金保険法又は国民年金法による老齢厚生年金等の受給資格及び年金額その他のこれら法律に規定する事項については、これらの法律の規定にか

かわらず、政令で特別の定めをすることができ  
る。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

**第七節 農林水産省関係**

**第一百五条 削除** 農林共済組合法に関する特例等)

**第一百六条** 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成り立つの組合員となつた者につき沖縄農林共済組合附則第五条の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いている期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。以下この項及び次項において「平成十三年統合法」とい  
う。）第一条の規定による廃止前の農林共済組合法並びに平成十三年統合法の規定にかかるわら  
ず、政令で定めるところにより、当該期間中農

林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することがができる。

沖縄農林共済組合法による退職共済年金等の受給の組合員であつた者その他政令で定める者に係る平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林共済組合法による退職共済年金等の受給の組合員であつた者のほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る平成十三年統合法に規定する事項については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

**第一百七条 及び第一百八条 削除** (種苗の登録名称使用に関する特例)

**第一百九条** 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和十二年法律第一百五十五号）第七条の規定による登録を受け又は当該登録の出願をしている種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合にあつては、その出願に係る当該登録の後も、農産種苗法第十条第一項の規定にかかるわら  
ず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

2 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

3 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号。以下この項及び次項において「平成十三年統合法」とい  
う。）第一条の規定による廃止前の農林共済組合法並びに平成十三年統合法の規定にかかるわら  
ず、政令で定めるところにより、当該期間中農

林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することがができる。

沖縄農林共済組合法による退職共済年金等の受給の組合員であつた者その他政令で定める者に係る平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林共済組合法による退職共済年金等の受給の組合員であつた者のほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る平成十三年統合法に規定する事項については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

**第一百七条 及び第一百八条 削除** (種苗の登録名称使用に関する特例)

**第一百九条** 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和十二年法律第一百五十五号）第七条の規定による登録を受け又は当該登録の出願をしてている種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合にあつては、その出願に係る当該登録の後も、農産種苗法第十条第一項の規定にかかるわら  
ず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

2 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において昭和四十六年六月十六日（第一百二十二条及び第一百二十三条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていたもの（以下この項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていた発明及び事業の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法（千九百六十一年立法第七十六号）の施行後である場合において、当該事業の実施に係る特許権の権利を有する。ただし、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事實を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

4 前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5 特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。

2 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において昭和四十六年六月十六日（第一百二十二条及び第一百二十三条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていたもの（以下この項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていた発明及び事業の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法（千九百六十一年立法第七十六号）の施行後である場合において、当該事業の実施に係る特許権の権利を有する。ただし、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事實を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

4 前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5 特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。



検査合格標章に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

<sup>4</sup>前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第百三条及び第一項において準用する同法第百条の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標章を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。行使の目的をもつて指定検査人検査合格標章を分らつゝ、又見と有する物を毀損し、又は

以下の罰金に処する。

二、第一百二十三条第三項の規定に違反した者  
　　指定検査人検査合格証を交付してはならぬ  
　　場合に指定検査人検査合各票章を交付し

三 第百二十四条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の

4 指定検査人検査合格標章を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処

する。  
次の各号の一に該当する者は、一万円以下の

罰金に処する。

二 前条第一項において準用する車両法第百条  
第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽  
の報告をなす者

三 前条第一項において準用する車両法第百条  
第二項の規定による検査を亘々、妨げ、若

た者

指定検査人の義務に従事する者が、指定検査人の業務に關し、第三項又は前項の違反行為を

したときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。

**第一百二十七条** 沖縄の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節こおる経過措置）

いて「沖縄自賠法」という。)で定める自動車に規定する自動車(第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。)に係るものに限る。)であつてこの法律の施行の際締結されているもの(以下この節において「沖縄責任保険契約」という。)のうち対人損害(自動車の運行により他人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けことあるべき損害をいう。以下この節において同じ。)のてん補に係る部分及びこれに係る自動車の運行による事故に関する規定に係る損害賠償については、自賠法の規定(第十六条の二、第十九条の二、第三章第五節及び第八十二条の二の規定を除く。)の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日(この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日(その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三条第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日)をいう。以下この項において同じ。)以後に発生する自動車の運行による事故に関しては、同一条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に関することは、当該約定した保険金額とする。

沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任する場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六条第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえ

規定は同項の規定による請求権について、それ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保險者が支払を受けた保険金の額又は被保險者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替えるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害（自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保險者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保險者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けることあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第一条第一項に規定する自動車で自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

7 沖縄責任保険契約の保険者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に係る部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならぬ。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害の範囲がてん補に係る保険料のうち同項の規定によつて保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されることに伴い減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約（その保険者が自賠法第六条に規定する保険会社であるものに限る。）で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの（次項において「上乗せ保険契約」という。）の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならぬ。

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴え等に関する経過措置）

4 第百二十九条 沖縄の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第二百二十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に關し、海難審判法（昭和二十二年法律第二百三十五号）の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に對しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に對しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができる。

3	前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。
4	第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁判に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。
5	前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。
6	第六項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。
7	前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。
8	第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。
9	第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。
10	海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

(公衆電気通信法に関する特例)

3	第一百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは、加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。
4	第六項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定により審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。
5	前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。
6	第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。
7	第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。
8	海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

#### 第十節 郵政省関係

1	第一百三十二条 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けたものとみなす。
2	前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつている場合には、その者は、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。
3	この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。
4	この法律の施行の際当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。
5	前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。
6	第一項及び第二項の場合においては、電波法第四条の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送について放送事業の内容その他の電波及び放送の規律に関する事項の適正な履行を確保するため必要な条件を附することができる。
7	第一百三十三条 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四条第二項第二号及び第三項第二号に掲げる事項（当該無線局がから第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びにして二月以内に、電波法第十四条第二項第二号に掲げる事項）に同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。
8	郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中電力又は運用許容時間を指定することができます。
9	この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日に、当該無線局について電波法第四条第一項

## 第十一節 労働省関係

(労働条件に関する経過措置)

**第一百三十七条** この法律の施行の際沖縄の労働基準法(千九百五十三年立法第四十四号)第八条の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同立法第二十二条第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。

**第一百三十八条** この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十条の規定又は琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法(千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号)以下この節における規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

**第一百三十九条** この法律の施行の際布令第百六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

**第一百四十条** この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるものは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

**第一百四十一条** 第百三十七条规定の規定は、労働基準法第十三条の規定の適用について

(労働者災害補償保険法に関する経過措置等)

**第一百四十二条** 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)。次条において「労災保険法」といふ。)の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)。次条において「昭和四十年改正法」といふ。)附則第四十一条から第四十三条までの規定は、同法の規定とみなす。

**第一百四十三条** この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十二条号。次項において「布令第四十二号」といふ。)の規定(第二章第四条及び第六条から第八条まで、第三章第一条、第四章第二十条、第五章第三条から第五条まで、第六章並びに第七章第五条及び第八条の規定を除く。)は、同布令の適用を受けていた使用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について

**第一百四十四条** この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十一条から第四十三条までの規定、昭和四十五年改正法附則第三条の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二条第四項及び第四条第一項の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

**第一百四十五条** (失業保険に関する経過措置)

**第一百四十六条** 第百四十七条 削除

(土地地区画整理に関する経過措置)

**第一百四十七条** この法律の施行の際沖縄の土地区画整理法施行法(千九百六十九年立法第七十六条)第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法(千九百五十三年立法第三十四号)第十三条の規定により現に土地区画整理を施行している土地区画整理組合及びその施行する土地区画整理並びに同立法第十四条の規定により現に市町村が施行している土地区画整理については、この法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかるわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定、昭和四十五年改正法附則第三条の規定並びに昭和四十九年改正法附則第二条第四項及び第四条第一項の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

**第一百四十八条** 第百四十九条 削除

(駐留軍関係離職者に関する経過措置)

**第一百四十九条** この法律の施行の日前に沖縄に失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部に失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十年法律第八十五号)第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法(千九百六十三年立法第七十八号)の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

**第一百五十条** この法律の施行の日前に沖縄に失業保険法の規定に該当するに至った後における同法第二十条の二の規定の適用について

は、政令で特別の定めをすることができる。

**第一百五十一条** この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者(次項の規定により離職があつたことにより沖縄失保法受給資格者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せぬ、かつ、船員保険法が効力を有していないとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有していないとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行日の前日に沖縄失保法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

**第一百五十二条** 沖縄の失業保険法(千九百五十八年立法第五号)。以下この条において「沖縄失保法」といふ。)の規定による被保険者(以下この条において「沖縄失保法被保険者」といふ。)であつた者であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)以下この条において「失保法」といふ。)に規定する被保険者(次項において「失保法被保険者」といふ。)となつたものに関する失保法の規定については、沖縄失保法の規定による

規定の適用について

は、沖縄失保法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

**第一百五十三条** この法律の施行日の属する月の翌月以後に

失業した雇用保険法(昭和四十九年法律第百十号)に規定する日雇労働被保険者であつて、当該失業の日の属する月の前二月間にもつばら沖縄における雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されたものに関する雇用保険法第四十五条、第四十八条及び第五十条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

**第一百五十四条** 第百五十五条 削除

(土地区画整理に関する経過措置)

**第一百五十五条** 第百五十六条 削除

(駐留軍関係離職者に関する経過措置)

**第一百五十六条** 第百五十七条 削除

(軍関係離職者に関する経過措置)

**第一百五十七条** この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)以下この条において「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、同立法第五項中「前項」とあるのは、「沖縄県知事」と、同条第七項中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、「第二十一条第四項」とあるのは、「第二十一条第六項」と、同条第八項中「新法第二十二条第二項」とあるのは、「土地区画整理法第二十二条第二項」とあるのは、「土地区画整理法」と、「行政主席」とあるのは、「沖縄県知事」と、同条第七項中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、「第二十二条第二項」とあるのは、「第二十二条第六項」とあるのは、「同法」と、「規則」とあるのは、「命令」と、同立法第五项及び第六条の見出し中「新法」とあるのは、「土地区画整理法」と、

同条中「新法第百三十条」とあるのは、「土地区画整理法第二百二十八条」とする。

2 この法律の施行の日から算して五年を経過した日において前項に規定する土地区画整理で規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する旧組合に関する規定の失効前又は沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する市町村施行に関する規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後もなお前前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、沖縄の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

4 第一項の土地区画整理について、沖縄の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖縄の旧耕地整理法（昭和二十九年沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法第三十条第四項の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

5 この法律の施行後沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項の規定により市町村が施行する土地区画整理が第二項の規定により廃止された場合において、当該市町村の徴収すべき清算金でまだ徴収されていないものがあるときは、当該徴収すべき清算金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入とする。

（違反建築物等の取扱い）

第六百四十八条 この法律の施行の際沖縄に存する建築物若しくはその敷地又は沖縄において建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物若しくはその敷地が沖縄の建築基準法（千九百五十二年立法第六十五号）若しくはこれに基づく規則の規定に違反しており、又はこれらの規定に違反している部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、建築基準法（昭和

二十五年法律第二百一一号）第三条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、建築基準法第六十四条又は第八十八条第一項に規定する工作物について準用する。

（地代家賃統制令の適用除外）

三百四十九条 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）は、沖縄県の区域には、適用しない。

### 第十三節 自治省関係

（沖縄の合併市町村等に関する財政援助その他（の措置））

五百十条 国は、沖縄の市町村でこの法律の施行の際沖縄の市町村合併促進法（千九百五十六年立法第八十四号）第二条第二項の合併市町村であるものに対し、政令で定める期間内に限り、同立法第十三条、第十五条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖縄県の職員等の給与に関する経過措置）

五百十一条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかるわらず、同項に規定する手当のか、この法律の規定により当該地方公共団体の職員となる者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の職員となる際その者の受けている従前の給料の額に達しないこととなる場合その他の場合で政令で定める場合においては、当分の間政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

（沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方

3 地方自治法第二百四条第三項の規定は、前二項に規定する特別の手当について適用する。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）

五百十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）」と、「同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条」とあるのは「同法」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となるもの）

二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行前に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

（公職選挙法に関する経過措置）

五百十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第九条及び第十条に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

（琉球政府の承継）

五百十四条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「県税相当琉球政府税」という。）に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

（琉球政府税の承継）

五百十五条 この法律の施行の際琉球政府が有するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「県税相当琉球政府税」という。）に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

（琉球政府税の承継）

五百十六条 この法律の施行の際琉球政府が有する選挙権及び被選挙権を有していない者

（琉球法令の規定による選挙に関する犯罪に係る選挙権及び被選挙権を有していない者）

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪に係る選挙権及び被選挙権を有しないこととされた者（選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）その執行が終まるまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

（琉球法令の規定による選挙に関する犯罪に係る選挙権及び被選挙権を有していない者）

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪に係る選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日ま

（琉球法令の規定による選挙に関する犯罪に係る選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日ま

（繩選挙犯罪」という。）のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者、それぞれのうち同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間に相当する間

前条第三号に掲げる者については、裁判所で定めるところにより、予算の範囲内で、必要となる法律の範囲内に限り、沖縄県の区域内の市町村の職員と同立法第十三条、第十五条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（琉球政府の職員のうち、この法律の施行前に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの）

二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行前に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

（琉球政府の承継）

二 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課した、若しくは課すべき琉球政府税（以下この条において「県税相当琉球政府税」という。）に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

（琉球政府税の承継）



地方税法第七十二条の百十一の規定は、第三

地方税法第七十二条の百十一の規定は、第一項及び第三項の犯則事件の調査及び処分について準用する。

第九章 雜則

**(政令への委任)**

（市町村たばこ税に係る特例）  
第百五十五条第八項に規定する売渡し等に係る製造たばこについては、同項中「同法第三章第四節の規定」とあるのは、「同法第三章第四節の規定及び地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条第二項の規定」として、同項の規定を適用する。  
(所有者不明土地に関する措置)  
政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県では沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（昭和四七年三月三一日法律第七十号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則	(昭和四八年四月二六日法律第一 一 号) 抄
第一 条	(施行期日) この法律は、公布の日の翌日から施行する。
附 則	(昭和四九年三月三〇日法律第一 三 号) 抄
九 号	沙

**施行期日**　この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

される地方税及びこの附則の規定によりなれば  
力を有することとされる旧法の規定に係る地方

税に係るこの法律の施行後にして行ふる行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二条 前各条に定めるものに付する法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

11

**第三十二条** 前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴い、併用指掌に関する法（第二百二十二ミリメートル）

帰に伴う特別措置に関する法律第百五十五条第三項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に

三項第百零九条及び第一項の規定に依り得られ、  
使用した電気又はガスに対し課すべき電気税

及びガス税（特別徴収に係る電気税及びガス税）

にあつては、同日以後に収納すべき料金に係る

るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対しても同様の規則が適用される。又はガスに対する課税(電気ガス税(特別徴収税))に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納された、又は収納すべきであつた料金に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一二月二七日法律第1号)  
抄  
一一四号)  
一 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。  
二 施行日前に使用した電気又はガスに対する電気税又はガス税(特別徴収税)に係る電気税又はガス税にあつては、施行日前に収納した、又は尚未納すべきであつた料金に係るもの)で沖縄県の区域内の市町村が課すべきものの税率については、なお従前の例による。

三 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる電気税又はガス税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一二月二八日法律第1号)  
抄  
一一五号)  
一 (施行期日等)

（施行期日）  
**第一条** この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項、第四百九十条第二項並びに附則第三十二条の改正規定並びに附則第二十六条の規定は同年六月一日から、第七十二条の二十二（第八項）第一百四十四条の四、第一百四十四条の五第一項、第二十九条第三項及び第七百条の十四の改正規定並びに事業所税に関する改正規定は同年十月一日から施行する。  
**第二十七条** 昭和五十年六月一日前に使用したガスに対するガス税（特別徴収に係るガス税）については、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもので沖縄県の区域内の市町村が課するものの税率については、なお従前の例による。  
**附 則**（昭和五二年五月一三日法律第三六号）抄  
この法律は、昭和五十二年五月十五日から施行する。  
**附 則**（昭和五三年七月五日法律第八十七号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則**（昭和五四年一一月一八日法律第六五号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**（罰則に関する経過措置）**  
**第八条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則**（昭和五五年一一月一日法律第一〇一号）抄  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和五六六年五月二七日法律第五四号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**（罰則に関する経過措置）**  
**第五条** 改正後の所得税法第二百四十四条第一項、法人税法第二百六十四条第一項、相続税法第一項、





三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の三第三項及び第五条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日までの規定 平成九年四月一日

附 則（平成六年一二月二八日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条 第四条（別表第一（A））「を別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十三条第一項の規定により關稅の輕減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年三月三一日法律第五四四号）抄

（施行期日）

<p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> （平成八年五月一五日法律第三十九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p><b>この法律は、平成九年四月一日から施行する。</b></p> <p><b>附 則</b> （平成九年三月三一日法律第二三号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十年一月一日から施行する。</p> <p><b>（罰則に関する経過措置）</b></p> <p><b>第七十四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第七十五条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> （平成九年五月二三日法律第五九号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p><b>附 則</b> （平成一年一二月二二日法律第一六〇号）抄</p>
<p><b>第一条</b> この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十二条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> <p>附 則</p> <p>（平成一年三月三一日法律第八号）抄</p>

第一條 中国国民年金法第百二十九条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第百三十九条第五項の改正規定、(同法第六項又は第七項に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る)、同法第百十九条第四項、第百二十条の四、第百三十条第四項及び第百三十条の二の改正規定、同法第百三十六条の三の改正規定及び同条を第百三十六条の四とする改正規定、同法第百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る)、並びに同法第一百四十一条、第百五十九条第五項、第百五十九条の二、第百六十四条第三項及び第百七十六条の改正規定に限る)、並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定公布の日から起算して三月以内の政令で定める日(罰則に関する経過措置)については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第四十条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二年五月一九日法律第七  
○号)  
(施行期日)抄

第一条 中国国民年金法第百二十九条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第百三十九条第五項の改正規定、(同法第六項又は第七項に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る)、同法第百十九条第四項、第百二十条の四、第百三十条第四項及び第百三十条の二の改正規定、同法第百三十六条の三の改正規定及び同条を第百三十六条の四とする改正規定、同法第百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百三十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第一百四十条第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る)、並びに同法第一百四十一条、第百五十九条第五項、第百五十九条の二、第百六十四条第三項及び第百七十六条の改正規定に限る)、並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項及び第六十条の改正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条、第三十二条から第三十四条まで及び第三十八条の規定公布の日から起算して三月以内の政令で定める日(罰則に関する経過措置)

正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律  
第一百二条第二項の規定による准看護師の免許を受けた者とみなす。

(処分 手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年三月三一日法律第一  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第七  
(施行期日))

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第七  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第七  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四  
(施行期日))

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三日法律第一  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成十九年三月三〇日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一  
部改正に伴う経過措置)

第九十四条 施行日前に前条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定により地方道路税の軽減を受けた揮発油は、施行日以後に前条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定により地方揮発油税の軽減を受けたものとみなして、同法第八十一条第一項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一附則 第十六条の規定(附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律に効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百四十三条 この附則に定める日のほか、この法律の施行に定める日のほか、この法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に定める日のほか、この法律の施行後にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六  
(施行期日))

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、以下の規定に定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、以下の規定に定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、以下の規定に定める日から施行する。

<p>(政令への委任)</p> <p><b>第七十二条</b> 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十七年三月三一日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>
<p>六 第二条 (次号から第九号の二まで及び第十号から第十六号までに掲げる改正規定を除く。) 並びに次条並びに附則第七条第三項及び第五項、第九条(第二項及び第四項から第六項までを除く。)、第十二条、第十六条第四項及び第六項、第二十条並びに第二十八条の規定 平成二十八年四月一日</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十七年三月三一日法律第九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第一百三十条</b> この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

<p>七 第二条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十八年三月三一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第一百三十四条</b> この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることがとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>八 第二条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第一百三十五条</b> この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p><b>附 則</b> (平成二十八年九月二八日法律第七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>

<p>九 第二条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p><b>附 則</b> (平成二九年六月一四日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この附則に規定するもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>
<p>十 第二条 この法律は、平成二九年三月二九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から七まで 略</p>	<p><b>附 則</b> (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>十一 第二条 この法律は、平成二九年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p><b>附 則</b> (平成三〇年六月二七日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>十二 第二条 この法律は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から五まで 略</p>	<p><b>附 則</b> (平成三一年六月一一日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一六条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十三条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百六十三条、第一百二十九条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の適用の規定を除く。）、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の適用の規定を除く。）、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）

起算して六月を経過した日より附則第十六条、並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を（第八十六条第一項）に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一

条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五

条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百七十二条の規定並びに附則第十九条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（附則に関する経過措置）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（附則に関する経過措置）

第一条 この法律は、令和二年三月三一日法律第八

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年三月三一日法律第八

（附則に関する経過措置）

（政令への委任）

第一六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第六条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月二八日法律第四九

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定並びに附則第二十二条中沖縄の復帰に伴う特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第二十二条、第二十六条及び第二十七条の規定

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六八

（附則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四七

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第六条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四九

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第六条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四七

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（附則に関する経過措置）

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四九

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（附則に関する経過措置）

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則に関する経過措置）